

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する必要がある。

2 改正内容

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

（参考）支給月額：8, 3 0 0 円

3 施行期日等

令和 7 年 4 月 1 日